

健康保険被保険者証更新実施要綱

提出期限 令和6年10月11日（金）

新保険証の交付について

被保険者は、令和6年11月下旬に新保険証を交付します。

令和6年12月1日以降、引き続き被扶養者となる方は手続きが必要となりますので、下記の要項に基づいて必要な書類をご提出ください。

なお、令和6年10月1日以降保険証を交付し新たに被扶養者と認定された方につきましては、手続きの必要はありません。

提出書類（令和6年12月1日以降、被扶養者の保険証発行を必要とする被保険者のみ）

① 健康保険被扶養者更新届

被保険者氏名欄の住所・電話番号の確認をお願いします。

② 添付書類

被扶養者更新届の添付書類欄に印字されている①～⑥を一緒に提出してください。

* マイナンバー情報を基に当組合にて情報取得することにより、一部の添付書類の提出を省略することができます。

更新届左上にチェックしない場合

→ 更新届記載の添付書類のうち、①～③*は免除となります。

※①住民票謄本 ②所得証明書 ③直近の、年金振込通知書又は年金振込通知書など年金額がわかる書類

更新届左上にチェックする場合

→ 添付書類は、従来通りのご提出をお願いいたします。

* 添付書類に不備があると、認定に時間を要する場合がございますので、不備のないようご確認のうえ提出してください。

* 別途追加書類をお願いする場合がございますので、その際にご協力をお願いいたします。

更新届について

- 職業欄のあてはまるものに○印をしてください。
- 収入金額（給与・各種年金・その他収入等の金額）は、月平均の収入を記入してください。
- 世帯欄の「同世帯・別世帯」のどちらかに○印をしてください。
- 給付金の有無は必ずどちらかに○印をしてください。
- 各種年金を受給されている方は、あてはまるもの全てに○印をしてください。
- 添付書類欄に③と記載がある方でまだ年金を受給していない方は、余白に理由を記入してください。
例：10月に申請予定、繰下げ請求のため 等

* 更新届の太枠の中は現在の状況を必ずご記入ください。記入漏れがある場合は、再提出をお願いすることがございます。

* 印字されている氏名・フリガナ・生年月日・住所等に訂正または誤りがあった場合は、赤字で訂正をお願いします。

* 新たに被扶養者の申請を行う場合、または就職等扶養でなくなるなど変更があった場合は、「健康保険被扶養者（異動）届」の提出が別途必要となります。

旧保険証の返納について

現在お持ちの保険証は、新保険証と引き換えに回収し当健康保険組合に返納していただきます。詳しくは新保険証交付の際、別途通知いたします。